

1 議案名

徳島県教育委員会公印規程及び徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について

2 提案理由

業務の効率化に資するため、教職員に対し押印を求めている様式について、押印を不要とする必要がある。

教育政策課

徳島県教育委員会公印規程及び徳島県教育委員会文書規程の一部改正について

教育政策課

1 改正の理由

本県では、全庁を挙げ、県民・事業者の利便性の向上及び業務の効率化につながる行政手続のオンライン化の実現を図るため、その手法の一つとして、県民・事業者や職員に対して押印等を求めている手続について見直しを進めているところである。このことに伴い、業務の効率化に資するため、教育委員会訓令において教職員に対し押印を求めている様式について、押印を不要とする必要がある。

2 改正の概要

(1) 徳島県教育委員会公印規程の一部改正

公印の廃棄に係る公印台帳における押印を不要とすることとする。

(2) 徳島県教育委員会文書規程の一部改正

文書受付簿及び特殊文書配布簿における押印を不要とすることとする。

3 施行期日等

公布の日

なお、経過措置として、当分の間、改正前の様式についても所要の調整をして使用することができることとする。

条 例 等 立 案 表

<p>題 名</p> <p>徳島県教育委員会公印規程及び徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課(室)名</p> <p>教育政策課</p>
	<p>担当者名</p> <p>近 藤 渚</p>
	<p>電話番号</p> <p>三 二 〇 八</p>
<p>制定理由</p> <p>業務の効率化に資するため、教職員に対し押印を求めている様式について、押印を不要とする必要がある。</p>	
<p>あらまし</p> <p>一 教職員に対し押印を求めている様式について、押印を不要とすることとした。</p> <p>二 この訓令は、公布の日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会公印規程及び徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榊 浩 一

徳島県教育委員会公印規程及び徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令
(徳島県教育委員会公印規程の一部改正)

第一条 徳島県教育委員会公印規程(昭和三十六年徳島県教育委員会訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

様式中「㊦」を削り、「欄名挿印」を「欄名」に改める。

(徳島県教育委員会文書規程の一部改正)

第二条 徳島県教育委員会文書規程(平成十二年徳島県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

様式第五号及び様式第六号の規定中

「欄挿印」を「欄名」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後のそれぞれの訓令の様式に相当するこの訓令による改正前のそれぞれの訓令に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

(改正案)

様式第5号(第5条関係)

文書受付簿

発送年月日	文書番号	受付月日	受信者名	発信者名	件	名	受領

(現行)

様式第5号(第5条関係)

文書受付簿

発送年月日	文書番号	受付月日	受信者名	発信者名	件	名	受領印

(改正案)

様式第6号(第5条関係)

特 殊 文 書 配 布 簿

交付月日	種 類	引受局 番 号	金 券 番 号 そ の 他	差出人	あて先	課(室)名	受道
	速達・書留・親展・ 現金・電報						
	速達・書留・親展・ 現金・電報						

	速達・書留・親展・ 現金・電報						
--	--------------------	--	--	--	--	--	--

(現行)

様式第6号(第5条関係)

特 殊 文 書 配 布 簿

交付月日	種 類	引受局 番 号	金 券 番 号 そ の 他	差出人	あて先	課(室)名	受道
	速達・書留・親展・ 現金・電報						
	速達・書留・親展・ 現金・電報						

	速達・書留・親展・ 現金・電報						
--	--------------------	--	--	--	--	--	--